

環 廃 第 105 号

平成 28 年 4 月 4 日

公益社団法人静岡県産業廃棄物協会 様

静岡県くらし・環境部環境局
廃棄物リサイクル課長

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う
原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚
染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の
施行について（通知）




このことについて、平成 28 年 3 月 30 日付け環廃対発第 16033013 号、環廃産
発第 16033017 号により、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策
課長、産業廃棄物課長から通知がありましたので、写しを送付します。

なお、貴会会員への周知につきまして御配慮願います。

担 当 産 業 廃 棄 物 班

電話番号 054-221-2423



		申請書 
---	---	--

号 301 業 証 業
日 月 年 8 平 20

公 益 財 団 人 道 大 学 法 政 大 学 法 政 大 学 法 政 大 学 法 政 大 学

財 団 法 人 道 大 学 法 政 大 学 法 政 大 学 法 政 大 学 法 政 大 学
法 政 大 学 法 政 大 学 法 政 大 学 法 政 大 学 法 政 大 学

平 成 二 十 三 年 三 月 十 一 日 一 十 月 三 十 二 年 平
引 取 出 金 目 録 等 関 連 文 件 等 関 連 文 件 等
の 取 扱 関 係 等 関 連 文 件 等 関 連 文 件 等
(取 扱)

平 成 二 十 三 年 三 月 十 一 日 一 十 月 三 十 二 年 平
引 取 出 金 目 録 等 関 連 文 件 等 関 連 文 件 等
の 取 扱 関 係 等 関 連 文 件 等 関 連 文 件 等
平 成 二 十 三 年 三 月 十 一 日 一 十 月 三 十 二 年 平

法 政 大 学 法 政 大 学 法 政 大 学 法 政 大 学 法 政 大 学
021-221-2153





環廃対発第16033013号

環廃産発第16033017号

平成28年3月30日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長

産業廃棄物課長

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行について (通知)

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(平成28年環境省令第5号。以下「改正省令」という。)が本日公布され、平成28年4月1日から施行されることとなっている。

については、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期するとともに、貴管内市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律



第110号。以下「法」という。)第23条においては、法第22条の規定により廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)が適用される廃棄物であって、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがあるものを特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物と定義し、その処理に当たっては特別の基準を適用することとしている。

今般、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則(平成23年環境省令第33号。以下「規則」という。)制定後に得られた廃棄物の放射能濃度等の追加的な知見に基づき、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の範囲の見直し等を行った。

法第16条に規定する調査義務の範囲及び第24条に規定する特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設の範囲については、変更がないことに留意されたい。

第二 特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の範囲の見直しについて

1 特定一般廃棄物

特定一般廃棄物の範囲を以下のとおりとした(改正省令による改正後の規則第28条)。

- (1) 除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物
- (2) 一般廃棄物処理施設である焼却施設から生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻(次に掲げるもののうち、環境大臣が定める要件に該当する旨の環境大臣の確認を受けていない焼却施設から生じたものに限る。)
 - ① 福島県に所在する施設から生じた焼却灰その他の燃え殻
 - ② 岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県又は東京都(島しょ部を除く。)に所在する施設から生じたばいじん
- (3) 稲わらが廃棄物となったもの及び堆肥が廃棄物となったもの(岩手県、宮城県、福島県又は栃木県において生じたものに限る。)
- (4) (1)から(3)までに掲げる廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの廃棄物に該当しないもの

2 特定産業廃棄物

特定産業廃棄物の範囲を以下のとおりとした(改正省令による改正後の規則第30条)。

- (1) 除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物
- (2) 公共下水道又は流域下水道に係る発生汚泥等(次に掲げるもののうち、環境大臣が定める要件に該当する旨の環境大臣の確認を受けていない終末処理場から生じた汚泥等の堆積物に限る。)

- ① 福島県に所在する合流式の公共下水道又は流域下水道に係る終末処理場から生じた汚泥を焼却したもの（②を除く）
 - ② 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）又は神奈川県に所在する公共下水道又は流域下水道に係る終末処理場から生じた汚泥を焼却したばいじん（流動床式焼却設備で焼却したものを除く。）
なお、①～②について、分流式の公共下水道又は流域下水道であっても、合流式の公共下水道又は流域下水道で発生した濃縮汚泥等を受け入れて集約処理しているような施設にあっては、合流式の公共下水道又は流域下水道に係る終末処理場に該当することとなる。
- (3) 産業廃棄物処理施設である焼却施設から生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻（次に掲げるもののうち、環境大臣が定める要件に該当する旨の環境大臣の確認を受けていない焼却施設から生じたものに限る。）
 - ① 福島県に所在する施設から生じた焼却灰その他の燃え殻
 - ② 岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県又は東京都（島しょ部を除く。）に所在する施設から生じたばいじん
 - (4) 堆肥が廃棄物となったもの（岩手県、宮城県、福島県及び栃木県において生じたものに限る。）
 - (5) (1) から (4) までに掲げる廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの廃棄物に該当しないもの

3 経過措置

- (1) 改正省令の施行前に排出された廃棄物に係る改正後の特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の範囲の適用関係（改正省令附則第2条）
改正省令の施行前に排出された以下の廃棄物に係る改正後の特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の範囲の適用は、法の完全施行日（平成24年1月1日）以降に排出されたことが明らかな廃棄物についてのみ、改正後の範囲を適用することとした。
 - ・ 水道施設から生じた脱水汚泥及び乾燥汚泥
 - ・ 公共下水道又は流域下水道に係る終末処理場からの発生汚泥等
 - ・ 工業用水道施設から生じた脱水汚泥及び乾燥汚泥
 - ・ 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設である焼却施設から生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻
 - ・ 集落排水施設から生じた脱水汚泥及び乾燥汚泥
- (2) 特別維持管理基準の適用関係（改正省令附則第3条）
改正省令の施行前に特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物を処分した規則第32条又は第34条に規定される施設については、当該廃棄物が改正省令により特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の範囲から外れる場合であっても、当該廃棄物に係る

法第24条に規定する処理施設等の維持管理基準（以下「特別維持管理基準」という。）については、以下のとおり改正省令の施行後も引き続き適用される。

① 中間処理施設（規則第32条第1号及び第34条第1号）

改正省令の施行前に処分した特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の種類及び数量等の記録については、引き続き保存すること。（規則第35条第1号ニ、第35条第1号ロ、同条第2号）

② 最終処分場（規則第32条第3号及び第34条第3号）

すべての項目について特別維持管理基準が引き続き適用されること。（規則第33条第2号、第35条第3号～第5号）

なお、改正省令において特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の範囲から外れた廃棄物を改正省令の施行後に処分する施設については、規則第32条第1号及び第3号並びに第34条第1号及び第3号に該当しないことから、特別維持管理基準は適用されないことに留意されたい。

4 その他

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件見直し概要を別添1で示し、同要件にかかる環境大臣が定める要件に該当する旨の環境大臣の確認について別添2で示すこととする。

特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件見直し概要（図 1）

施設の種類の	廃棄物の種類及び性状	岩手県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県
水道施設	乾燥汚泥(天日乾燥)		△		△	△	△	△	△	△	△		△
	脱水汚泥、乾燥汚泥(天日乾燥以外)				△	△	△	△	△	△	△		△
公共下水道及び流域下水道施設(焼却設備を用いて焼却したものを排出する施設)	焼却したもの(ばいじんについては流動床炉から生ずるものに限る)				☆ ^{※1}	△	△	△	△	△	△	△	
	流動床炉以外から生ずるばいじん				☆ ^{※2}	☆ ^{※2}	☆ ^{※2}	☆ ^{※2}	☆ ^{※2}	☆ ^{※2}	☆ ^{※2}	☆ ^{※2}	
公共下水道及び流域下水道施設(脱水汚泥を排出する施設)	脱水汚泥				△		△						
工業用下水道施設	脱水汚泥、乾燥汚泥		△		△	△	△	△	△	△	△		△
廃棄物処理施設である焼却施設	焼却灰その他の燃え殻	△	△	△	☆ ^{※1}	△	△	△	△	△	△		
	ばいじん	☆ ^{※2}	☆ ^{※2}	☆ ^{※2}	☆ ^{※2}	☆ ^{※2}	☆ ^{※2}	☆ ^{※2}	☆ ^{※2}	☆ ^{※2}	☆ ^{※2}		
集落排水施設	脱水汚泥、乾燥汚泥				△								
—	廃稲わら	○ ^{※3}	○ ^{※3}		○ ^{※3}		○ ^{※3}						
—	廃堆肥	○ ^{※3}	○ ^{※3}		○ ^{※3}		○ ^{※3}						
—	除染廃棄物	○ ^{※4} (除染実施区域内)											
—	特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理物	○ ^{※4} (地域限定なし)											

△：前回見直し時（H24.12/9）に要件から除外

（ただし、H24.1.1以降に排出されたことが明らかなもの以外は特定一般廃棄物・特定産業廃棄物）

△：今回、要件から除外

（ただし、H24.1.1以降に排出されたことが明らかなもの以外は特定一般廃棄物・特定産業廃棄物）

☆^{※1}及び☆^{※2}：引き続き要件に該当するが、一定の条件に該当する施設として環境大臣の確認を受けた施設から生じる廃棄物については、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物から除外される。

○^{※3}：廃稲わら及び廃堆肥については放射能濃度等のデータが乏しいことから、今回は要件を見直さない。

○^{※4}：除染廃棄物については、施行規則制定後の処理量が少なく、放射能濃度等のデータが乏しいことから、今回は要件を見直さない。また、特定一廃・特定産廃の処理物についても、現行の規定を維持する。

放射性物質汚染対処特措法第23条の特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物 から除外される廃棄物について

1. 放射性物質汚染対処特措法第23条の特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の要件の見直しについて（概要）

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号。以下「法」という。）第23条においては、法第22条の規定により廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）が適用される廃棄物であつて、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがあるものを特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物と定義し、その処理に当たっては特別の基準を適用することとしています。

今般、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成23年環境省令第33号。以下「規則」という。）制定後に得られた、廃棄物の放射能濃度等の追加的な知見に基づき、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の範囲の見直し等を行いました（図1）。

また、引き続き特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物となっている廃棄物についても、一定の要件に該当する施設として環境大臣の確認を受けた施設から生じる廃棄物については、特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物から除外されることとなります。

施設の種類	廃棄物の種類及び性状	岩手県	宮城県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県
水道施設	乾燥汚泥（天日乾燥）		△		△	△	△	△	△	△	△		△
	脱水汚泥、乾燥汚泥（天日乾燥以外）				△	△	△	△	△	△	△		△
公共下水道及び流域下水道施設（焼却設備を用いて焼却したものを排出する施設）	焼却したもの（ばいじんについては流動床炉から生ずるものに限る）				☆ ^{※1}	△	△	△	△	△	△	△	
	流動床炉以外から生ずるばいじん				☆ ^{※2}	☆ ^{※2}	☆ ^{※2}	☆ ^{※2}	☆ ^{※2}	☆ ^{※2}	☆ ^{※2}	☆ ^{※2}	
公共下水道及び流域下水道施設（脱水汚泥を排出する施設）	脱水汚泥				△		△						
工業用水道施設	脱水汚泥、乾燥汚泥		△		△	△	△	△	△	△	△		△
廃棄物処理施設である焼却施設	焼却灰その他の燃え殻	△	△	△	☆ ^{※1}	△	△	△	△	△	△		
	ばいじん	☆ ^{※2}	☆ ^{※2}	☆ ^{※2}	☆ ^{※2}	☆ ^{※2}	☆ ^{※2}	☆ ^{※2}	☆ ^{※2}	☆ ^{※2}	☆ ^{※2}		
集落排水施設	脱水汚泥、乾燥汚泥				△								
—	廃稲わら	○ ^{※3}	○ ^{※3}		○ ^{※3}		○ ^{※3}						
—	廃堆肥	○ ^{※3}	○ ^{※3}		○ ^{※3}		○ ^{※3}						
—	除染廃棄物	○ ^{※4} （除染実施区域内）											
—	特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理物	○ ^{※4} （地域限定なし）											

△：前回見直し時（H24.12/9）に要件から除外

（ただし、H24.1.1以降に排出されたことが明らかなもの以外は特定一般廃棄物・特定産業廃棄物）

△：今回、要件から除外

（ただし、H24.1.1以降に排出されたことが明らかなもの以外は特定一般廃棄物・特定産業廃棄物）

☆^{※1}及び☆^{※2}：引き続き要件に該当するが、一定の条件に該当する施設として環境大臣の確認を受けた施設から生じる廃棄物については、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物から除外される。

○^{※3}：廃稲わら及び廃堆肥については放射能濃度等のデータが乏しいことから、今回は要件を見直さない。

○^{※4}：除染廃棄物については、施行規則制定後の処理量が少なく、放射能濃度等のデータが乏しいことから、今回は要件を見直さない。また、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の処理物についても、現行の規定を維持する。

図1 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の要件見直し概要

2. 排出する廃棄物が特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物から除外される施設の要件について（規則第28条第2号並びに第30条第2号及び第3号関係）

(1) 福島県内の公共下水道及び流域下水道に係る終末処理場から生じた焼却した汚泥等の堆積物（ばいじんについては流動床炉から生じるものに限る。）並びに福島県内の廃棄物処理施設である焼却施設の焼却灰その他燃え殻に係る要件

『環境大臣が定める要件に該当する旨の環境大臣の確認』の要件は以下の①又は②のいずれかに該当することとします。

- ① 直近に行った廃棄物の調査の測定結果において、セシウム134・セシウム137についての放射能濃度の合計値が800Bq/kg以下であったこと。
- ② 直近に行った3回以上の廃棄物の調査（当該3回以上の調査が60日以上の間隔にわたり行われた場合に限る。）の測定結果において、セシウム134・セシウム137についての放射能濃度の合計値が全て6,400Bq/kg以下であったこと。

このうち、②の要件における、3回以上の調査が60日以上の間隔にわたり行われた場合とは、申請時点における直近の3回以上の測定結果に係る「試料の採取を行った年月日」のうち、最も早い日と最も遅い日が60日以上離れていることとします。

(2) 公共下水道及び流域下水道施設の流動床以外の焼却設備並びに廃棄物処理施設である焼却施設から排出されるばいじんに係る要件

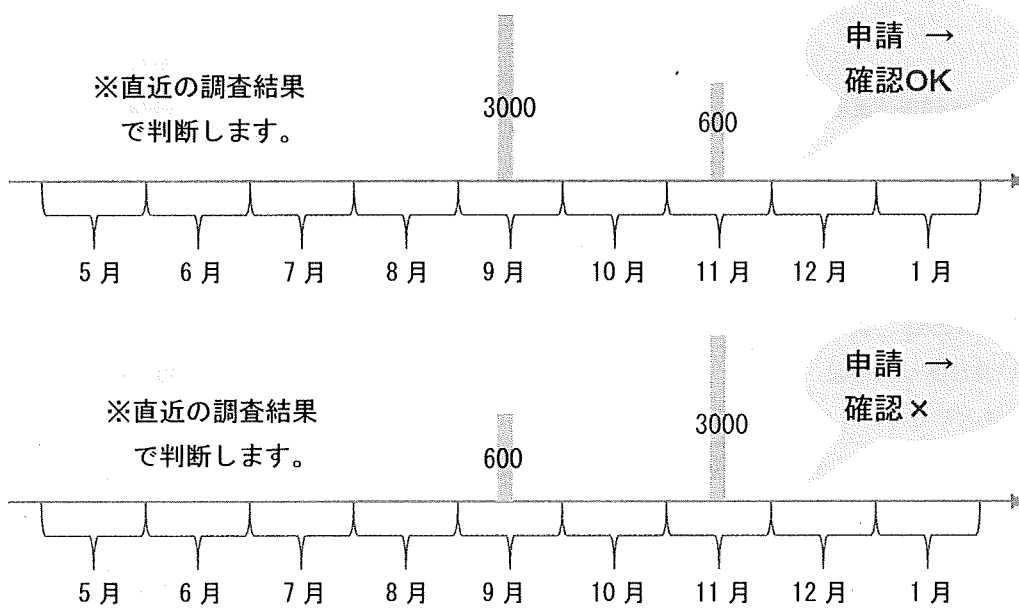
『環境大臣が定める要件に該当する旨の環境大臣の確認』の要件は以下に該当することとします。

- ・ 直近に行った3回以上のばいじんの調査（当該3回以上の調査が60日以上の間隔にわたり行われた場合に限る。）の測定結果において、セシウム134・セシウム137について放射能濃度の合計値が全て900Bq/kg以下であったこと。

なお、3回以上の調査が60日以上の間隔にわたり行われた場合とは、申請時点における直近の3回以上の測定結果に係る「試料の採取を行った年月日」のうち、最も早い日と最も遅い日が60日以上離れていることとします。

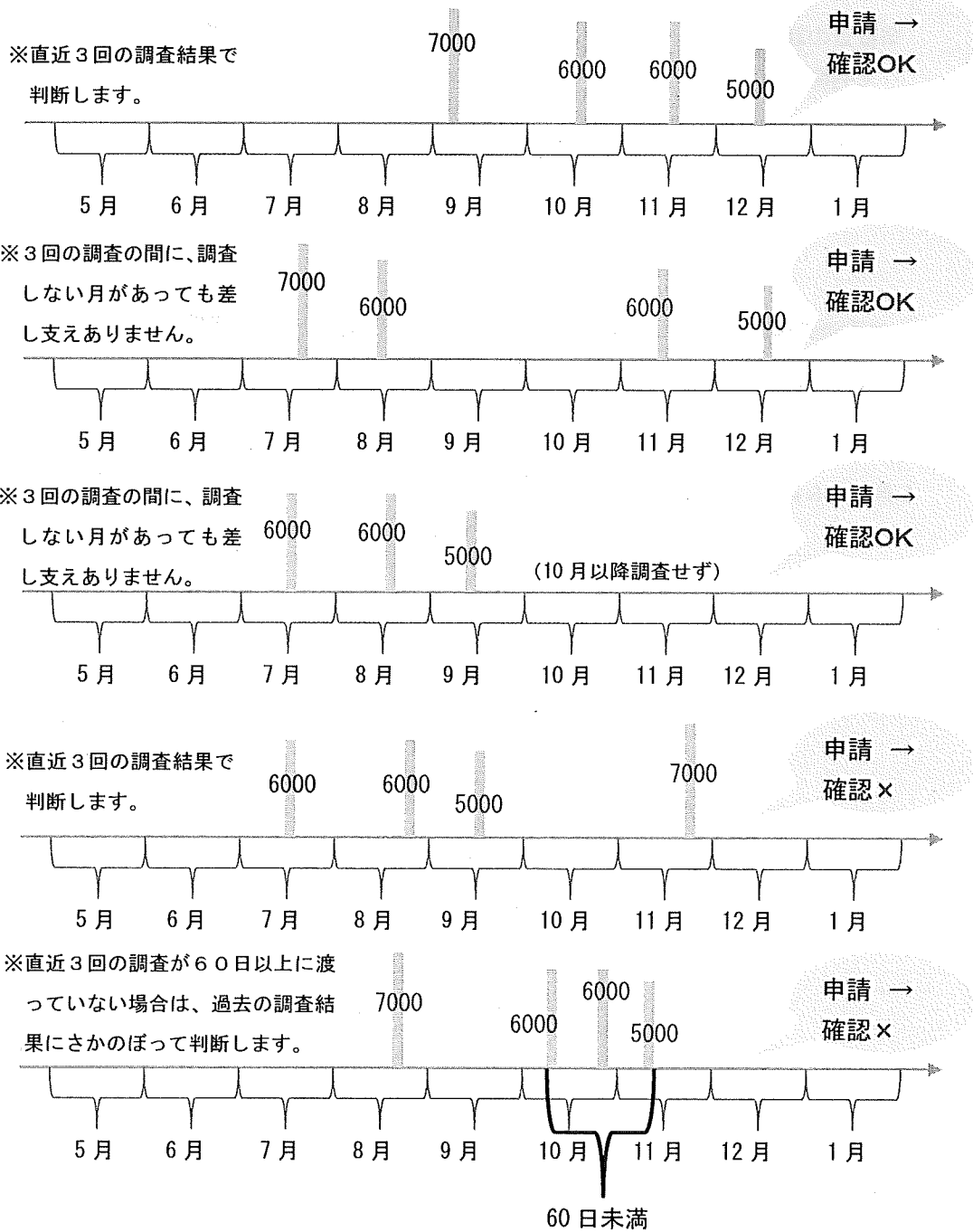
【(1) ①についての概念図】

(1) ① 直近に行った廃棄物の調査の測定結果において、セシウム134・セシウム137
についての放射能濃度の合計値が800 Bq/kg以下であったこと。



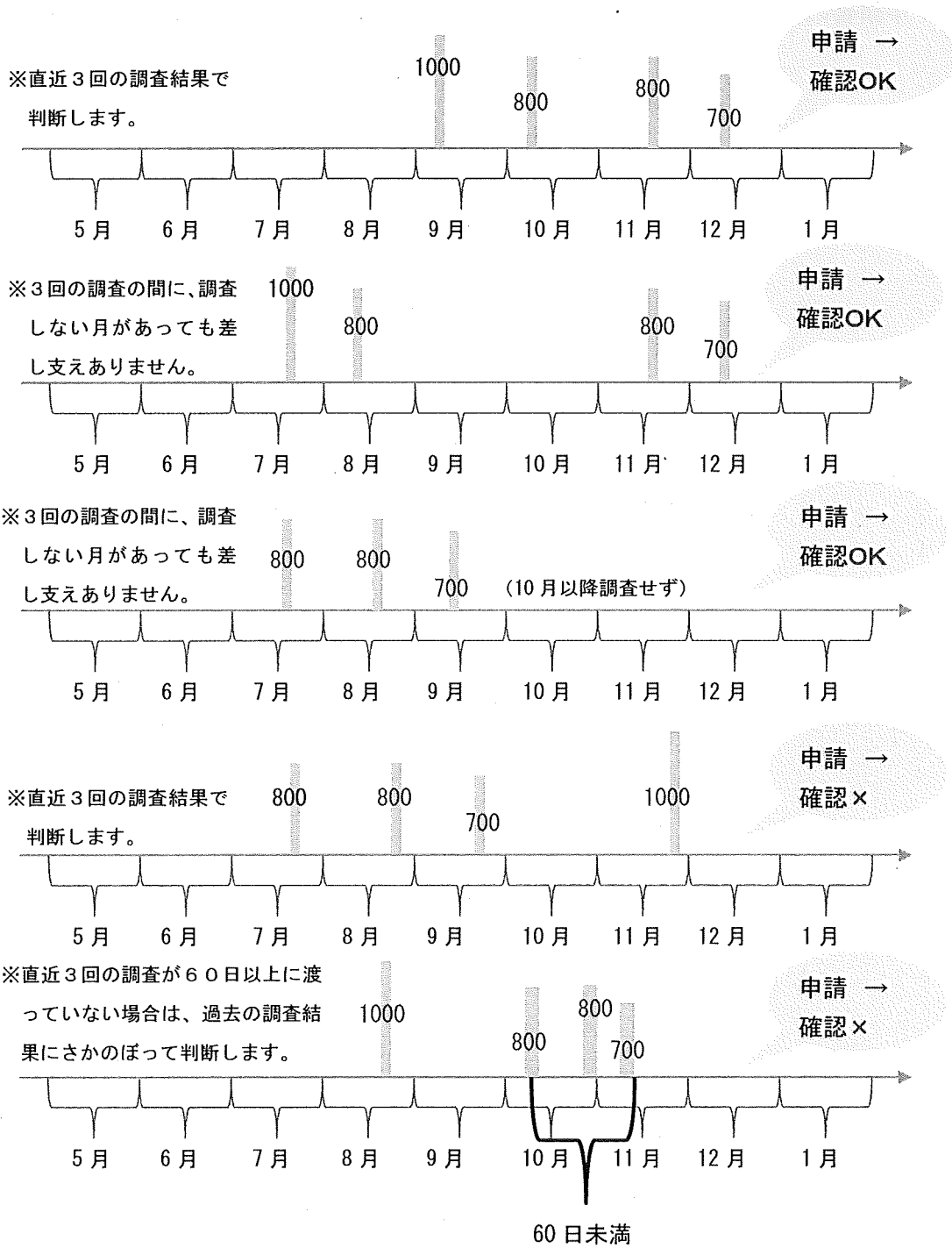
【(1) ②についての概念図】

(1) ② 直近に行った3回以上の廃棄物の調査(当該3回以上の調査が60日以上の間隔にわたり行われた場合に限る。)の測定結果において、セシウム134・セシウム137についての放射能濃度の合計値が全て6,400 Bq/kg以下であったこと。



【(2) についての概念図】

(2) 直近に行った3回以上のばいじんの調査(当該3回以上の調査が60日以上の間期間にわたり行われた場合に限る。)の測定結果において、セシウム134・セシウム137 についての放射能濃度の合計値が全て900 Bq/kg 以下であったこと。



3. 排出する廃棄物が特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物から除外される施設の確認の
手続について

(1) 特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物から除外される廃棄物を排出する施設の確認
は、申請により行います。確認を受ける場合は、以下に従って、施設の所在地を管
轄する地方環境事務所宛に申請書を御提出ください。

① 申請書の様式及び記載例は以下のとおりです。

【申請書記載例】

放射性物質汚染対処特措法施行規則第 〇 条の確認に係る申請書

年 月 日

〇〇地方環境事務所長 殿

該当条項を記載して下さい。

第28条第2号	一般廃棄物焼却施設
第30条第2号	公共下水道・流域下水道
第30条第3号	産業廃棄物焼却施設
第28条第2号及び第30条第3号	一般廃棄物焼却施設及び産業廃棄物焼却施設

申請者

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則第 〇 条の確認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1. 調査の対象とした廃棄物が生じた施設の種類の

一般廃棄物焼却施設

次の中から該当するものを記載して下さい。

- ・公共下水道・流域下水道にかかる終末処理場
- ・一般廃棄物焼却施設・産業廃棄物焼却施設

2. 調査の対象とした廃棄物が生じた施設に係る事業場の名称、所在地及び連絡先

〇〇焼却場

〇〇県〇〇市〇〇町〇番地〇号

電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

添付書類として、測定結果を証する書類(測定を委託した業者の発行する測定結果証明書等)を添付してください。添付書類の右肩部分に、この番号と対応する番号を付してください。

3. 直近の放射能濃度の測定結果は次のとおり。

調査の対象とした廃棄物の種類	調査対象廃棄物が生じた時期	試料採取年月日	放射能濃度 (Bq/kg)			添付資料 No.
			Cs-134	Cs-137	Cs合計	
ばいじん	H28年4月3日～ H28年5月9日	H28年 5月9日	380	470	850	①
ばいじん	H28年5月10日 ～ H28年6月6日	H28年 6月6日	350	420	770	②
ばいじん	H28年6月7日～ H28年7月11日	H28年 7月11日	360	380	740	③

- ② 添付資料として、申請書に記載した測定結果を証する書類（測定を委託した業者の発行する測定結果証明書等）を添付してください。

(2) 地方環境事務所において、申請の内容を審査させていただきます。

(3) 審査の結果、確認の要件に該当すると判断された場合には、確認を行います。確認を行った旨については、確認通知書によりお知らせいたします。

